

- 2 更新申請の場合 (1) 診断書 (第17号様式の2) を
- (2) 健康保険証の写し
- 3 疾病追加申請の場合(1) 診断書 (第17号様式) の写し
- (2) 医療券 (第18号様式) の写し
- (3) 健康保険証の写し

「(1) 診断書 (第17号様式) (更新申請の場合は、第17号様式の2)

(2) 健康診断受診票の写し (新規申請の場合のみ)

(3) 医療保険の資格情報を記載した書類

(4) 医療券 (第18号様式) の写し (疾病追加申請の場合のみ)

別記第十七号様式及び第十七号の二様式中「○を付けてください。」や「(経過観察期間を含みます。)に○を付けてください。」に改める。

別記第十八号様式(裏面)中「必ず」を「健康保険証を」や「医療保険の資格情報が確認できるマイナンバーカード又は書類を」に、「健康保険証の種類や記号・番号」を

「医療保険の資格情報」に改める。

別記第十九号様式中

限度額認定 証の提示 (支払時に 提示があつた 場合のみ 適用区分を 記載)	入院 別	受診日数	左記のうち有効 うち 有効期 間内の 日数	1か月分の保険 診療に係る保 険期間内の 日数	左記のうち有効 期間内でかつ特 定医療に係る保 険期間内の 日数
--	---------	------	-----------------------------------	----------------------------------	--

を

高額療養費 限度の適用 区分を記載 (会計時に外 来入院 別 オンライ ン等で 確認し た場合)	受診日数	左記のうち 有効期 間内の 日数	1か月分の保 険診療に 係る 費用 の 合計	左記のうち有効 期間内でかつ公 費対象の保険 診療に係る 費用の 合計
---	------	---------------------------	---------------------------------------	--

削る。

別記第二十号様式中

健康保険証に変更
があつた場合

医療保険の資格情
報に変更があつた
場合

「2 健康保険証に変更があつた場合

(1) 変更後の健康保険証の写し

「2 医療保険の資格情報に変更があつた場合

(1) 変更後の医療保険の資格情報を記載した書類

附則

1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則別記第十六号様式から第二十号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

令和六年十月十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五百五十五号

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「場合」の下に「又は知事において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第二十六条において準用する番号法第二十二条第一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報(番号法第二条第八項に規定する特定個

人情報をいう。以下同じ。)の提供が受けられる場合」を加える。

第二十四条第二項中「場合」の下に「又は知事において、番号法第二十六条において準用する番号法第二十二條第一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供が受けられる場合」を加える。

第二十六条に次の一項を加える。

2 前項の医療券については、契約医療機関等において、番号法第二十六条において準用する番号法第二十二條第一項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の確認ができる場合は、提示を要しない。

別記第十六号様式中 「(3) 医療保険の資格情報を記載した書類 (4) 医療券 (第18号様式) の写し (疾病追加申請の場合のみ)」を

「(3) 医療保険の資格情報を記載した書類

(※ただし、以下に個人番号を記載し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、当該書類と同一の内容を含む情報の提供を受けられる場合は、添付を要しません。)

(4) 医療券 (第18号様式) の写し (疾病追加申請の場合のみ)

個人番号 (マイナンバー) の写し (表面及び裏面) を添付してください。

改める。

別記第二十号様式中 「(1) 変更後の医療保険の資格情報を記載した書類 (2) 医療券の写し」を

「(1) 変更後の医療保険の資格情報を記載した書類 (※ただし、以下に個人番号を記載し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、当該書類と同一の内容を含む情報の提供を受けられる場合は添付を要しません。)

(2) 医療券の写し

に改める。

個人番号 (マイナンバー) の写し (表面及び裏面) を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、令和七年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則別記第十六号様式及び第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十六号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(平成七年東京都規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二十一号様式(表)中「後期高齢者医療被保険者証の番号」を「後期高齢者医療制度の資格情報」の「

受給者番号

を

被保険者番号

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則別記第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則及び大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十七号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則及び大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第一条 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和

四十七年東京都規則第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「被保険者証、組合員証、加入者証又は高齢受給者証(以下「被保険者証等」という。)(の写し)を「被保険者、被扶養者、組合員又は加入者の資格に係る情報(以下「被保険者等資格情報」という。)(が確認できる書類」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項第三号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供(知事が別に定める方法に限る。)(をすることができる場合は、添付を省略することができる。

第七条第三号を次のように改める。

三 被保険者等資格情報が確認できる書類
第七条に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供(知事が別に定める方法に限る。)(をすることができる場合は、添付を省略することができる。
第九条第二項中「係る被保険者証等」を「係る被保険者等資格情報」に、「被保険者証等の写し」を「被保険者等資格情報が確認できる書類」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の被保険者等資格情報が確認できる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供(知事が別に定める方法に限る。)(をすることができる場合は、添付を省略することができる。

別記第一号様式中「保険証等」を「被保険者等資格情報」に、「高齢受給者証等」を「持ち」を「70歳以上」に改める。

別記第二号様式(裏)中「保険証」を「医療保険資格が確認できる書類」に、「「保険証の」を「医療保険の」に改める。

別記第八号様式中

限度額認定証の提示 (支払時に提示があつた場合のみ適用区分を記載)	入院 別	受診日数 別	左記のうち有効のうち 有効期 有効日数	1か月分の保険期間内でのかつ特定医療に係る保険点数 (訪問看護ステーションの場合には総金額)	左記のうち有効期間内でのかつ特定医療に係る保険点数 (訪問看護ステーションの場合には総金額)
--------------------------------------	---------	-----------	---------------------------	---	---

高額療養費 限度の適用 区分を記載 (会計時に外来 オプテノン調剤 等で確認し た場合)	入院 別	受診日数 別	左記のうち 有効期 有効日数	1か月分の保険期間内でのかつ特定医療に係る保険点数 (訪問看護ステーションの場合には総金額)	左記のうち有効期間内でのかつ特定医療に係る保険点数 (訪問看護ステーションの場合には総金額)
--	---------	-----------	----------------------	---	---

に改め、「歯科3」

を削る。

別記第九号様式中「保険証」を「被保険者等資格情報」に、「後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証をお持ち」を「後期高齢者医療制度に加入又は70歳以上」に改める。

第二条 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十九年東京都規則第百六号)の一部を次のように改正する。

別記附則様式(裏)中「「保険証」を「に医療保険資格が確認できる書類」に、「「保険証と」を「医療保険資格が確認できる書類と」に、「「保険証の」を「医療保険の」に、「被保険者証、(※認定証又は高齢認定証等による医療の給付が受けられるよう)を「被保険者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則別記第一号様式、第二号様式、第八号様式及び第九号様式並びに大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則別記附則様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定 価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一 郵便番号 101-0051 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

